技術の窓 No.2314 H 30.11.22

既存施設を周辺の生産者の園地に利用範囲を広げて成立した 団地型マルドリ方式

マルチの下に点滴チューブを配置し、カンキツ類の養水分管理を行うマルドリ方式の施設を 生産者集団で共同利用し、コスト削減と技術習得促進を図る団地型マルドリ方式の導入事例が 徐々に増えています。山口県周防大島町 KG 地区では、マルドリ方式を導入した担い手(第1 導入者)の施設を周辺の生産者の園地でも利用できるように配管を延長し、団地型マルドリ方 式に進展しました。そこで、この事例の特徴や導入条件を示します。

☆ 技術の概要

- 1. 本事例の成立経緯には、①第1導入者の 輩出(現地実証試験園 a、b にマルドリ方 式の施設を設置)、②技術導入効果の確認 (周辺の3農家の評価や導入意向を確認)、 ③団地型マルドリ方式への展開(新技術導 入広域推進事業を利用し、同一品種「せと み」の園地 c~n に配管を延長)という段 階性があります。
- 2.「第1導入者」が、共同利用への展開を許容した要因として、①第1導入者の初期負担が軽微であったこと、②施設の共同利用によるコンフリクトが生じにくいという技術面の特性、③高品質ブランド果実(新品種)の安定生産による産地力の強化が、自身にとっても有益になることの3点があげられます。
- 3. 既存施設の利用範囲を拡張することによって団地型マルドリ方式を導入する場合、

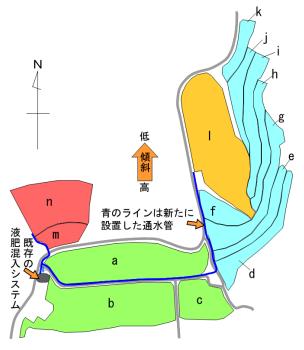


図 KG 地区の団地型マルドリ方式における 施設設置状況と園地の配置状況

注: A 経営の $25a(a\sim c)$ 、B 経営の $20a(d\sim k)$ 、C 経営の 20a(l)およびD 経営の 13a(m,n)、計 78a で構成されており、それぞれの農家ごとに耕作している園地を色別に示している.

先導的にマルドリ方式を導入する中核的担い手農家が存在する、段階を踏んで普及を進める、 第1導入者の園地が将来拡張できる範囲に存在している、余裕ある施設仕様とする、関係機 関が資金面および技術面で支援するなどの条件が必要です。

☆ 活用面での留意点

次のURLから、事例集を加えた導入マニュアル「『団地型マルドリ方式』導入の手引き第2版」(PDF版のみ)をダウンロードすることができます。

 $\underline{http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/039509.html}$

(農研機構 西日本農業研究センター 傾斜地園芸研究領域 齋藤仁蔵)